

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）原信荒川店
所在地 村上市下鍛冶屋400番3外
設置者 株式会社原信ほか1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成26年5月2日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

・ 駐車需要の充足等交通に係る事項

国道交差点に近く渋滞が予想される駐車場出入口に出庫車両が集中しないよう対策をとること。

・ 騒音の発生に係る事項

定常騒音、変動騒音について、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。なお、住宅施設に近接するような箇所においては、特に注意すること。

・ 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される廃棄物について適正に処理すること。また、村上市公害防止条例第11条及び同施行規則に基づく公害防止協議申出書を提出すること。

・ 防災・防犯対策への協力

村上市が定める地域防災計画等に基づく災害が発生した場合に、市の応援協力要請に対応した体制を構築すること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年9月12日から平成26年10月12日まで